

ネガワット取引に関する実務者会議について

平成28年8月24日

ネガワット取引に関する実務者会議 事務局

- 電力・ガス取引監視等委員会の第9回制度設計専門会合（7月28日）において、ネガワット取引の各取引スキームについて実務者会合を組織し、検討を進めることが提案された。

第9回制度設計専門会合(H28.7.28)
資料5 から引用

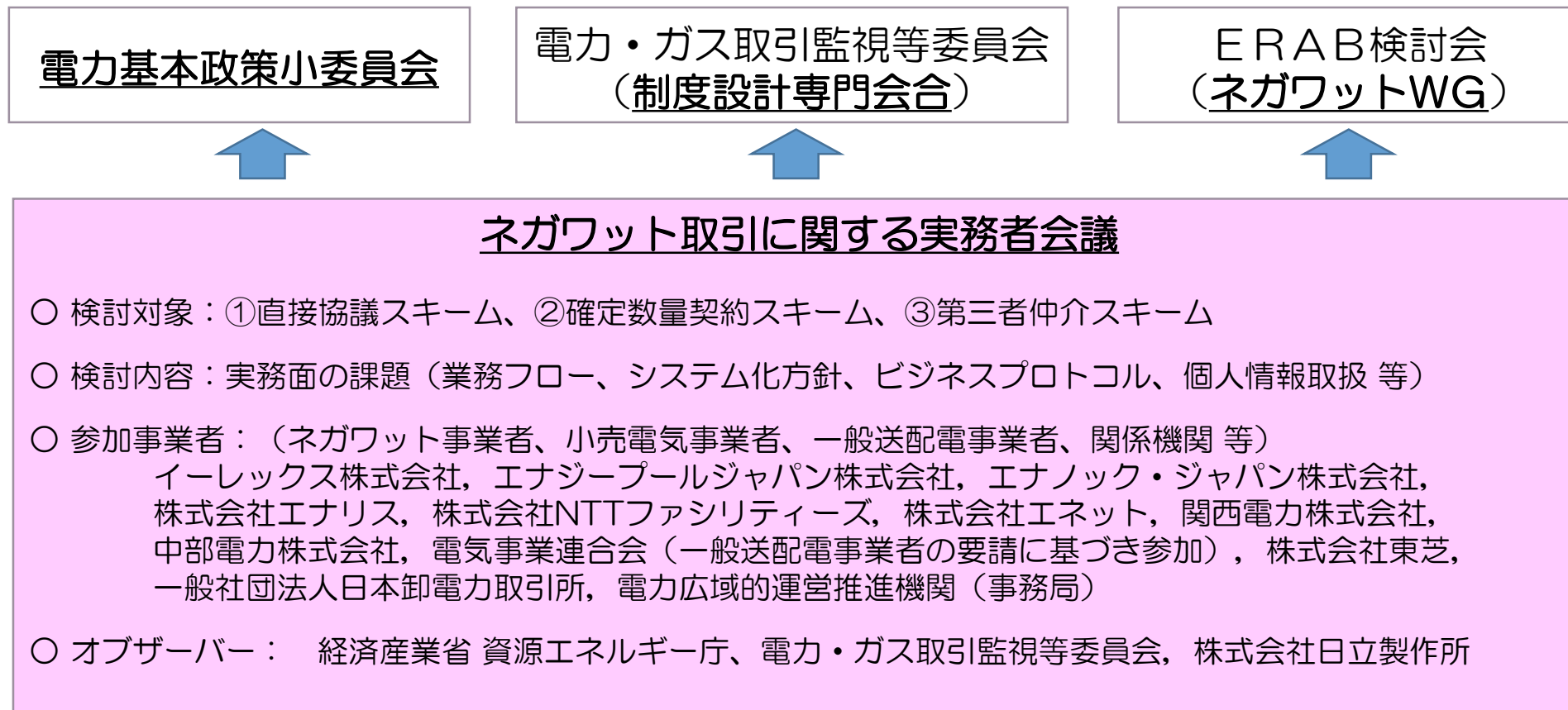
今後の検討の進め方

- 本専門会合や電力基本政策小委員会での議論において、来年4月より直接協議スキームによる取引を実施することについて、特段の異論は示されなかったことから、政省令やガイドラインの整備など必要な準備を進めることとする。（ガイドラインに係る議論は次回以降に行う予定。）
- 他方、確定数量スキーム及び第三者仲介スキームについては、関係事業者間で実務面も含め導入に当たって必要な論点を議論・検討すべきとの意見が多かった。
- したがって、各取引スキーム（直接協議スキームも含む）について、電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者等を構成メンバーとする実務者会合を組織し、以下の点も踏まえ、引き続き検討することとする。

これまでの議論を踏まえた今後の主な論点

- ・ 第三者仲介スキームにおいて、需要抑制に係る情報のやり取りを仲介する主体について、具体的な仲介の内容やネガワット事業者のニーズ等を踏まえつつ、適正な担い手は誰であるか検討する。
- ・ 同じく、ネガワット調整金の支払いを仲介する主体は日本卸電力取引所とすることを前提としつつ、適正な担い手は誰であるか検討する。
- ・ 同じく、需要計画及び販売計画の書き替えの適正な担い手は誰であるか検討する。
- ・ その他、適正なネガワットの取引を確保するため、需要抑制に係る計画フォーマットや計画提出フロー、その他契約関係の整理など事務手続きを整理する。

- 制度設計専門会合の提案を受け、電力広域的運営推進機関が事務局となり、ネガワットWGメンバーを中心として、実務者会議を組織する。



●内容の公表方針

- 実務者による会議のため、会議は非公開とするが、会議の透明性を高めるため、会議資料および議事要旨は原則、広域機関ウェブサイト上に随時掲載し公表する。ただし、企業秘密や個人情報等が含まれる資料については非公開とする。

●設置期間

- ネガワット取引の3つのスキーム開始まで。(国は2017年内としている)

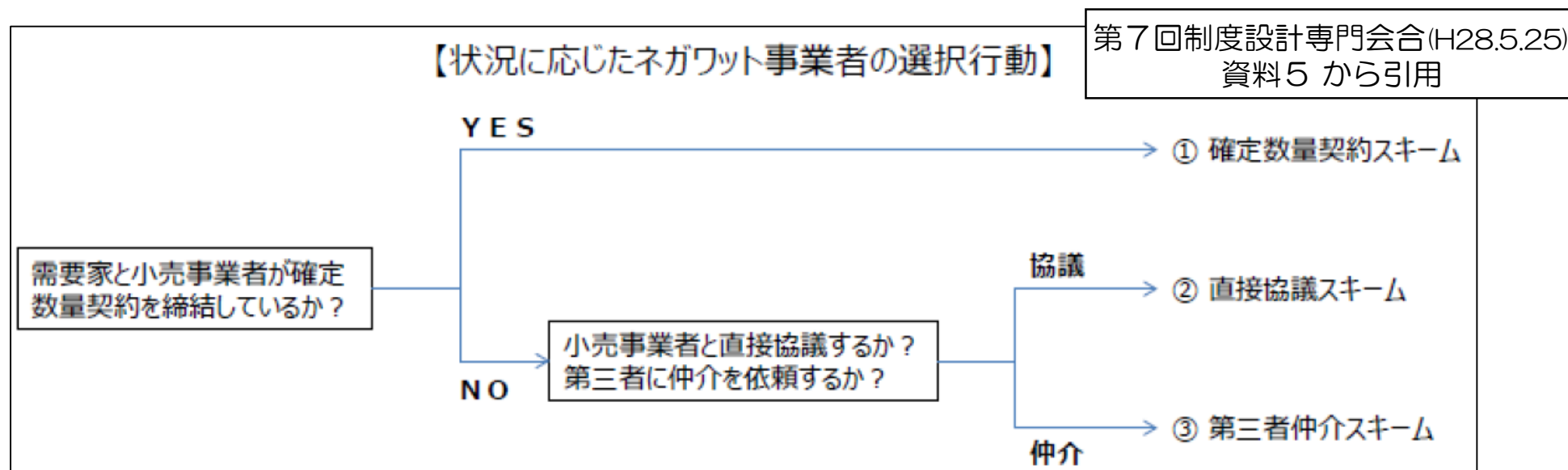
●開催頻度

- 当初はまず、直接協議スキームの検討を集中的に行うこととし、2か月程度の間複数回集中的に開催する。それ以降は適宜開催とする。

● 検討課題

ネガワット取引の各方式（①確定数量契約スキーム、②直接協議スキーム、③第三者仲介スキーム）に関する業務フローの設計、システム開発方針、ビジネスプロトコルの作成等。

- うち、②直接協議スキームは2017年4月1日の開始を控えており、早急に詳細業務を設計する必要がある。
- ③第三者仲介スキーム、及び、①確定数量契約スキームについては、国におけるこれまでの論点等を踏まえ、実務上の課題検討を進めていく。



スケジュール

①確定数量

②協議

③仲介

29

- 3つの取引スキームの実施時期については、総合資源エネルギー調査会電力基本政策小委員会での議論も踏まえ、例えば以下のとおりとしてはどうか。
- ただし、前回会合でも議論があったとおり、現状、OCCTOにおいてシステムトラブルがあることなどに鑑みると、同様のリスクがあることに留意すると共に、今後そのための検討や対応の必要性が発生し得ることを念頭に置き、確定数量契約スキーム及び第三者仲介スキームについては、来年中の実施を目途に準備を進めることとする。

	対応時期	要因
確定数量契約スキーム	2017年中目途	確定数量契約が普及していない現状に鑑みると、手続きトラブル等なく取引を実施するためにはOCCTO及び関係事業者のシステム改修は必須。したがって、システム改修やそれに伴うシステムテストなどの時間の確保が必要。
直接協議スキーム	2017年4月1日	現状、OCCTOのシステムトラブルがある中、左記のタイミングまでネガワット取引に係るシステムが整う確証がないため、暫定的に需要抑制計画を手作業でやり取りすることを含めて対応。
第三者仲介スキーム	2017年中目途 (制度の実施状況も勘案)	需要抑制計画の仲介の必要性は常に発生し得ることから、仲介者側のシステム改修は必須。したがって、システム改修やそれに伴うシステムテストなどの時間の確保が必要。

(参考)「未来投資に向けた官民対話」(平成27年11月26日)における安倍総理発言(抜粋)
節電のインセンティブを抜本的に高める。家庭の太陽光発電やIoTを活用し、節電した電力量を売買できる『ネガワット取引市場』を、2017年までに創設いたします。そのため、来年度中に、事業者間の取引ルールを策定し、エネルギー機器を遠隔制御するための通信規格を整備いたします。

第7回電力基本政策小委員会(H28.5.25)
資料5-1 から引用

